

保管金の納付は 電子納付が便利です

5つのメリット

原則24時間、365日、 どこからでも納付可能！

- ※ 保釈保証金などの緊急を要する保管金を納付する場合は、あらかじめ裁判所の担当者に御相談ください
- ※ 電子納付する時間帯によっては、裁判所において即時に納付の確認ができないことがあります
- ※ 午後5時以降や非開庁日に行われた電子納付の事務の取扱いは、翌開庁日の午前9時以降となります

手数料は原則不要！

- ※ Pay-easy(ペイジー)利用の場合
- ※ 金融機関によってはATMの時間外手数料等がかかる場合があります
- ※ 詳しくは金融機関にお問い合わせください

全国の裁判所で 利用可能！

- ※ 一度登録すると、全国どこの裁判所でも電子納付の御利用が可能です(事件ごとに登録する必要はありません)

納付時は裁判所へ 来庁不要！

- ※ 電子納付の際は、裁判所に保管金提出書を提出する必要がありませんので来庁も不要です
- ※ 保管金受領証書は発行しません。

残金は自動的に還付！

- ※ 事件が終了するなどして、保管金の残金が還付される場合、あらかじめ利用者登録の際に指定した銀行口座に自動的に残額が振り込まれます(還付手続は一切必要ありません)

手続の流れ

※ 最初の利用時のみ
**利用者登録
(事前登録)**

保管金担当係に「電子納付利用者登録申請書」を提出して「利用者登録コード」を取得してください。

電子納付利用の申出

担当書記官に電子納付希望する旨と利用者登録コードをお知らせください。

保管金提出書の受領

かんたん！

電子納付

インターネットバンキング
又はPay-easy(ペイジー)
マークのあるATMを利用
して納付してください。

☎ 詳しい手続の案内は裁判所の窓口にありますので、お気軽にお声掛けください。

(問合せ先) 福島地方・家庭裁判所事務局会計課経理係
福島市花園町5-38 ☎ 024-534-2238